

現代の階級・階層とその生活問題

松 村 尚 子

一

厚生省が最近発表した厚生白書によると、女性を軸にみた現代人のライフ・サイクル・モデルは表Ⅰの通りである。戦前一九四〇年当時のそれとの隔りは、出生児数、被教育年限、平均寿命などの数字に表わされる戦後の人口、経済、社会、保健等に関する諸要因の著しい変化が、我々の生活に大きな影響を与えた結果の一表徴とみることができ、現時点の平均的なライフ・サイクルの主な特徴は、(1)就学期間の伸びに伴なう初婚年齢の遅れ(一九四〇年の二〇・三→二三・一歳)、(2)出生児数の減少に伴なう出産期間の短縮(一四・七→四・八年)、(3)夫の死亡から妻死亡までの高

齢寡婦の期間の長期化(五・七→八・四年)の三点に見出される。同白書が各所で指摘するところでは、このようなライフ・サイクルの変化は、女性に多くの時間的余裕を与え「末子が就学する三〇代半ば頃からは再就職など自主的な活動に入る余地が生じてき」ている(同書二七頁)ということである。

人生を計画だてて過すいわゆる「目標管理」の生活が可能であることをもって、「中産階級」の特徴だとする見方(たとえば深田祐介氏ら)になぞらえるならば、先のような自主性をもって再就職などの活動に入れるという白書の女性像は、同じくその中産階級化を表わすとも考えられるであろう。それを裏書きするかのようには、他の生活意識に関

表1. 女性のライフ・サイクルの一モデル

事 件	女性の年齢		夫 の 年 齢(昭47)	
	昭15	昭47		
出生	0	0		
学校卒業	14.5	18.5		
結婚	20.8	23.1	26.2	
長子出生	23.2	25.3	28.4	} 出生児数 2 結婚～末子出生 4.8年
末子出生	35.5	27.9	31.0	
末子就学	42.0	34.4	37.5	
末子大学入学	△56.0	46.4	49.5	
末子大学卒業	△59.0	50.4	53.5	
夫定年	△52.0	51.9	55.0	末子出生～夫定年 24.0年
末子結婚①	△58.3	52.5	55.6	
夫死亡	42.9	67.1	70.2	末子結婚～夫死亡 14.5年
本人死亡	49.6	75.5		夫死亡～本人死亡 8.5年

△は夫死亡後、①は男女平均、資料：昭和51年版『厚生白書』(p. 25)より

する調査などではしばしば現代日本人の中流意識化の拡大が指摘される。たとえばよく引例されるものの一つ、総理府「国民生活調査」によると、自己の生活程度を「中」と答える人はこの十年間一貫してほぼ九〇%であり、そのうち「中の中」が十年間に一〇%増加して六〇%になっている、などという。又昨年度の「国民生活白書」からは、中産階級という自己認識をもつ八割余の国民のなかの「中産意識の顕在化」が総括されたりする(深田祐介氏「白書を読んで」)。かくして、現代の日本では既に国民の大多数が中産階級化した結果、古い社会主義の階級分析などもはや通用しなくなった(江田三郎氏ら)とか、貧困と生活不安に苦しむ下層階級は消失してすべての日本人がある「豊かさ」の水準に達し、戦前的な意味での中産階級とは異なる新しい中間階級として現出してきた(村上泰亮「新中間階級の現実性」ほかの主張)といった論調が生じるところとなっている。だが、はたして現代の国民諸階級の生活は、総中産化といえるほどに豊かになっているのであろうか。あるいはこのように肯定的に評されることの多い、かつて経験したことのないほどに普遍化平準化した現代の「豊かさ」とは、一体どのような内実のものであろうか。ここでは新しい官公庁統計をはじめとする各種の資料をもとに、現段階にお

けるわが国の階級・階層の構成とそれぞれの層の生活問題の一端に触れることを通して、右の問題を考えてみたいと思う。

二

人々の生活は諸個人とその家族が社会のなかでどのような位置を占めているかを抜きにしては語れないであろう。いうまでもなく、生活の具体的な様式や生活に関わる意識がそこから規定されてくるからである。そこでまず現代の日本社会はどのような階級・階層から構成されているのか、その大まかな輪郭を描いてみよう。よく知られているように、階級・階層についてはアメリカ社会学の階層理論、マルクス主義階級理論など異つたとらえ方がある。当然その各々について現実態にてらしての検討が必要であるが、さし当っては次のように理解しておく。階級とは一定の社会的生産体制のなかで占める地位の違い、生産手段をめぐる利害の対立により区別される人間の社会集団をいい、工場や機械、土地や原料などの生産手段を所有する資本家階級と、自己の労働力を売る以外に生きるべき手段をもたない労働者階級とを基本軸に、右のいずれにも属さない中間階級として農民や零細な商工の自営業者の集団が区別される。

そして、それら階級のなかの諸部分つまり副階級を意味するものとして、ホワイトカラー層とか労働者下層、中小企業雇用者層等々の「階層」を位置づけておく。

一般に一九五〇年代半ば以降の「経済の高度成長」はわが国の階級分化を急速におし進め、就業人口についてみれば六〇年には労働者階級の比率がはじめて過半数に達したとされている。最新の国勢調査結果を用いて同じく就業者について七五年(十月一日現在)時点の階級構成を試算したものが表2である。この表では「職業(中分類)」と「従業上の地位(五区)」の二指標のみで就業者を分類してあるために、「B軍人等」の位置づけ方や、自営業者や労働者それぞれの階級内部での地位から来る生活実態における異質性というような問題点が初めから含みこまれていたといえ、階級としての労働者が絶対多数の六六%に上るといふその大きさと、その半分にも満たない中間階級の僅少さという事実がまず注目される。次に、先に触れた階級内部の異質性(の予想)を考慮に入れ、労働の質と形態、生活様式、所得等の点からより近似の生活実態にあると考えられる層を括るために、別の指標によって概算した階級・階層構成の数値を表3に掲げてみた。これによると、農民と都市自営業者から成るいわゆる「旧中間層」は一九%、「新

表2. 現在の階級構成(1975年 概数)試算例

	万人	%
労働年齢人口(15歳以上)	8,470	
労働力人口(完全失業者を含む) ①	5,437	100.0
就業人口(休業中を含む)	5,314	
A. 資本家階級=(1)+(2)+(3)	229	4.2
(1) 個人企業主	7	
(2) 会社役員と管理職員	210	
(3) 管理的公務員	12	
B. (4) 軍人・警官・保安サービス員	74	1.4
C. 自営業者層=(5)+(6)	1,536	28.3
(5) 自営業者と家族従業者	1,471	
{ (a) 農林漁業従事者	691	
{ (b) 鉱工運通従事者	368	
{ (c) 販売従事者	282	
{ (d) サービス職業従事者	130	
(6) 専門的・技術的職業従事者	65	
(7) 上記のうち家族従業者	627	
D. 労働者階級=(8)~(14)	3,581	65.9
いわゆるサラリーマン層=(8)+(9)	1,240	
{ (8) 専門的技術的職業従事者	348	
{ (9) 事務従事者	892	
生産的労働者層=(10)+(11)	1,560	
{ (10) 農林漁業従事者	41	
{ (11) 鉱工運通従事者	1,519	
不生産的労働者層=(12)+(13)	658	
{ (12) 販売従事者	419	
{ (13) サービス職業従事者	239	
(14) 完全失業者	123	(2.3)
非労働力人口	3,033	
14歳以下人口	2,719	
総人口 ②	11,193	

注. ① 「分類不能」17万人を含む。 ② 年齢「不詳」4万人を含む

資料：昭和50年『国勢調査』全国速報集計結果の「職業(中分類)・従業上の地位(5区分)別就業者数」(p. 220)より概算したもの。

表3. 社会経済分類よりみた階級構成

	万人	%
資本家階級(会社団体役員, 管理職)	204	4
自営業者		
農民(農林漁業者)	688	13
都市自営業者上層(工場主)	55	1
" 下層(商店主・サービスその他)	245	5
(の事業主)		
{ ホワイトカラー層(専門職業者・技術者 教員・宗教家 文筆家・芸術家・芸能家 事務職)	1,302	24
「労働者階級」(販売人・技能者・労務作業者 個人サービス人・保安職・内職者 農林漁業雇用者)	2,821	53
		(完全失業者 123 万 人を加えると55%)
就業人口	5,315	100
非就業人口	3,156	

資料：昭和50年『国勢調査』速報集計 (p. 434) より概算。

中間層」とされるホワイトカラー層が二四%で両者を併せても「中間層」は四三%にすぎないことがわかる。

以上はいずれも就業者本人についてみたものであるが、非生産年齢層であろうと労働力化していない非就業者であろうと、その現実の生活は彼らの世帯主(父や夫や子の階級・階層的制約から逃れることはできない)のだから、就業者個人だけでなくその家族を含めた階級構成をもみておく必要があるだろう。表4、表5はそれを知るために経済構成別の普通世帯、同世帯人員の概数と全体に対する比率を試算したものである。どの産業についても業主か雇用者かの区別だけで、事業所規模や所得の大小、世帯内の就業構造などは不詳であるから、それらはいくまでもきわめて大ざっぱな階級的輪郭を示すにすぎない。この点を斟酌したうえで両表によるならば、現在の日本社会はほぼ五%内外の資本家階級、二八%程度の中間階級、国民の三分の二に当る労働者階級の三層で構成されているということになる。

ここで、家族を含めて国民の五%ばかりの資本家階級といったが、ついでながら、現代の独占的段階では社会的生産体制のなかでの資本家階級としての地位が、そのままこの社会の実質的な支配階級とイコールであるということにはならない。大橋隆憲氏の分析によれば、現代の支配階級

表4. 経済構成(37区分)別世帯数と人員(準世帯を除く)

普通世帯総数	千世帯		Ⅲ 非農林就業者世帯	千世帯	
	31,385	万人 10,798		24,866	万人 8,484
I 農林就業者世帯	1,761	724	(7) 非農林・業主世帯	3,527	1,244
(1) 農林業主世帯	1,557	653	18. 世帯主が鉱工業業 主	1,117	434
1. 世帯主が農林業業 主	1,444	603	19. 世帯主が卸小売業 業主	1,474	513
2. 世帯主が漁業業主	112	50	20. 世帯主がサービス 業業主	777	246
(2) 農林・雇業者世帯	204	72	21. 世帯主がその他産 業業主	159	52
3. 世帯主が農林業雇 用者	115	38	(8) 非農林・雇業者世帯	19,318	6,377
4. 世帯主が漁業雇 用者	89	34	22. 世帯主が鉱工業雇 用者	8,177	2,808
Ⅱ 農林・非農林就業者 混合世帯	2,315	1,154	23. 世帯主が卸小売業 雇業者	3,709	1,129
(3) 農林・業主混合世帯	1,388	717	24. 世帯主がサービス 業雇業者	3,268	999
5. 世帯主が農林業主	1,336	691	25. 世帯主が公務雇 用者	1,069	363
6. 世帯主が漁業業主	52	26	26. 世帯主がその他産 業雇業者	3,096	1,078
(4) 農林・雇業者混合 世帯	120	51	(9) 非農林業主・雇 用者世帯(世帯主が 業主)	1,067	468
7. 世帯主が農林業雇 用者	71	30	27. 世帯主が鉱工業 業主	395	179
8. 世帯主が漁業雇 用者	49	22	28. 世帯主が卸小売 業業主	407	179
(5) 非農林・業主混合 世帯	106	54	29. 世帯主がサービス 業業主	203	84
9. 世帯主が鉱工業 業主	69	35	30. 世帯主がその他 産業業主	63	26
10. 世帯主が卸小売 業業主	23	12	(10) 非農林業主・雇 用者世帯(世帯主が 雇業者)	954	395
11. 世帯主がサービス 業業主	9	5	31. 世帯主が鉱工業 雇業者	422	175
12. 世帯主がその他 産業業主	5	3	32. 世帯主が卸小売 業雇業者	163	67
(6) 非農林・雇業者混 合世帯	701	332	33. 世帯主がサービス 業雇業者	142	59
13. 世帯主が鉱工業 雇業者	346	163	34. 世帯主が公務 雇業者	63	27
14. 世帯主が卸小売 業雇業者	52	24	35. 世帯主がその他 産業雇業者	164	67
15. 世帯主がサービス 業雇業者	130	62	Ⅳ 非就業者世帯	2,291	380
16. 世帯主が公務 雇業者	61	29	Ⅴ 分類不能の世帯	152	55
17. 世帯主がその他 産業雇業者	112	54			

資料：昭和50年『国勢調査』速報集計(p. 454)より概算。

表5. 経済構成別世帯数・人員(準世帯を除く)

総数	世帯比率 100.0(%)	世帯人員比率 100.0(%)
A. 就業者世帯	92.2	96.0
Ⅰ. 農林業世帯	5.6	6.7
Ⅱ. 農林非農林混合世帯	7.4	10.7
Ⅲ. 非農林業世帯	79.2	78.6
(1) 非農林業主=資本家 世帯主が鉱工業業主+その他の業主である 世帯×0.1	4.3	4.8
(2) 非農林業主=自営業者 (世帯主が鉱工業以外の業主×0.9=6.9 世帯主が業主である業主・雇業者世帯 3.4)	10.3	11.0
(3) 非農林雇業者=労働者 雇業者世帯 世帯主が雇業者である業主・雇業者世帯	64.6	62.8
B. 非就業者世帯	7.3	3.5
C. 分類不能の世帯	0.5	0.5

資料：昭和50年『国勢調査』速報集計 (p. 650) より概算。

は政治的支配層と経済的支配層の両者で構成される。前者は国会議員と都道府県議会議員及びその長から成る政治家(約三、六〇〇名)と、国家公務員の指定職や司法上層部、地方公務員特別職等のトップ層、国営公企業体の高級管理者から成る高級官僚(約二万名)を含む。後者は資本金一〇億円以上の巨大法人企業の役員である独占資本家層(約一七、〇〇〇名余)がこれに当る。結局両者合わせて四万余名が、真の支配者層として政治・経済の中枢部にあつてこの社会の意志決定を行う実人員であり、他の部分はすべて被支配階級「国民大衆とみてよい」ということである(大橋隆憲『日本の階級構成』)。つまり同じように資本家層に位置づけられる人々であっても、一握りの独占的巨資資本家層を除いて、資本金五百万円以下程度の零細企業者はいうに及ばず、一千万円単位程度の中小企業者から億単位の資本をもつ非独占的大企業者まで、なんらかの点で独占支配層の規制を受ける地位にあるのが現段階の経済構造であるということだが、いまはこういう資本家層内部の階級分化の問題には立ち入らない。従つて以上のところからは、就業人口、職業別の世帯数、同世帯人員等のどの面からとらえても、「持てる階級」である資本家(とその家族の)階級は国民のごく少数部分(最大限に見積つても一割未満)にすぎないと

みてよいということになる。この層の人々の生活には貧困の影などはまずないにしても、持てるゆえの悩みといったような問題がなくはないがその点についてもいまは問わな
いでおく。

とすると、彼らを除いた残りの九割を超過大多数の国民である中間階級と労働者階級における「豊かさ」に関する問題が次に検討されるべきである。

三

豊かさであれ貧しさであれ、人々の生活実態を直接的に規制するのは何よりもまず所得 \parallel 生活費の多寡である。前掲表2で算出した就業人口中の「労働者階級」のうちで、その下層部分である非農林業雇用の賃金状況についてみてみよう。

総評や中立労連傘下の労働組合をはじめ大多数の労働組合は現在、全国一律の最低賃金を定めること(現行の「最賃制」は都道府県ごとに定められ、全国一律ではない。例えば、東京都では一日二、二六〇円、一時間三一〇円、沖縄県で一、九〇二元など)、それまでのさし当っての最低賃金を月七万円(一日二、八〇〇円、一時間三五〇円)とすること、つまりすべての労働者の賃金を月七万円以上に引き上げることを要求

している。そのことは月七万円という線が何らかの点で生活費の最低の基準とみなしうる数値であること、にもかかわらずそれに満たない賃金水準の者が無視しえない程度に存在すること、少なくともこの二つのことを意味するとみてよいであろう。

第一の点に関しては、七万円という数値は一九七五年の高卒一八歳の国家公務員の初任給にみあう程度の額であり、七六年では全国全産業(非農林業)の新規中学卒初任給の平均額に相当している(日経連調べ)。一方、七五年の全国勤労者世帯の「消費支出」は平均で月額一六六、〇三二円であり、年間収入五分位階級別の「第1・五分位階級」(年間収入の低い方から高い方へ順に並べて五分分した五グループの中で最も低い者のグループ)の消費支出」に限定しても月九〇、九〇七円である(「労働白書」)。さらに、かの現実離れという点で悪評高い人事院標準生計費でさえ、七五年四月に標準四人世帯(東京)では一三九、〇〇〇円である(人事院「給与勧告参考資料」より)。これらの点を考慮するならば、月収七万円というのは二十歳前の未成年者である独身労働者本人一人だけがか暮らせる程度の額でしかなく、年齢が上りあるいは扶養すべき家族をもった労働者の生活費 \parallel 再生産費には届かない額だといわざるをえない。第二の

点については以下の資料があげられる。一九七五年の労働省「賃金構造基本統計調査」によると、月額「七万円未満」の賃金レベルの者は約二八二万人、全体の一三%に相当する。特に「従業員規模一〇〇九九人」の企業では男女合計で二二%がこの層に含まれる。この調査は従業員十人以上の企業の常用雇用者のみを対象としたものであるから、この外に統計の母集団から除かれていた九人以下の零細企業の雇用者約六二二万人（七四年「就業構造基本調査」中の小さな部分）その四割とみても二五〇万人（ちなみに、同年の規模別賃金及びその格差は、一〜四人で平均月額八四、六三三円、千人以上規模の企業を一〇〇とする年間賃金比率は四六・八である。労働省「毎月勤労統計調査」と、いずれも常用者平均の六〜七割の賃金水準といわれる臨時雇用者一七〇万人及び日雇労働者一二二万人余（七五年「労働力調査」）がいる。これらを合わせれば少なく見積ってもおよそ七〜八百万人、「労働者階級」全体の約二割が月七万円未満の低賃金、低所得層にあるとみてよいことになる。そのうえこの外延には、就業人口には算入されなところの主婦層を中心的な担い手とする家内労働・内職者、短時間就業者パート・タイマー合わせておよそ五〜六百万人が同レベル以下の低所得者として存在するのだから、低所得就業者層の裾野は

実際にはさらに拡大される筈である。勿論、この内職、パート就業者の大半は女性であり、なかでもとりわけ主婦であって、先述の低賃金労働者世帯の妻や娘や母という立場の家族員として世帯の生計費用を補充しあるいは支えている者である。いいかえればそれらの低賃金労働者世帯は主たる就業者一人の所得では到底賄いきれぬ家計費を、家族員の多就業化の形態をとることによってどうにか補いつつ暮らしているということである。低所得層の生活は家族多就業なしには成り立たないと言ってもよい。

現代の代表的な貧困研究者の一人江口英一氏は、貧困の「本質的」部分を「不安定」であるとして「すべての労働者階級はある意味において不安定である」という。そして、各世帯で生業労働に従事する人の職業、従業上の地位、就業の規則性・不規則性、就業する企業または経営の規模、包摂される産業、帰属する階級等の諸要因を組み合わせて区分される三〇余の社会階層のなから、経済上・社会上の、あるいは世帯内の何らかの原因を契機に、きわめて短期間にいわば直線的に生活保護世帯に下降する「生活保護に直結した生活状態」にある層が「不安定階層」として、その直結度の測定からとり出される。その方法は、現に生計の自立性を失ない窮した状態にある被保護層と背を接し

合うその潜在的予備軍を算定するもので、現在の貧困層構成を知るのに有効・妥当な方法であろう。そこでは、具体的には小・零細規模の企業の労働者、雑役・集金人等の単純労働者、とび職その他の職人、行商・露天商等の名目的自営業者、無業者などの世帯がこれに当るとして、それぞれの就業者数合計が全就業人口中に占める比率が試算されている(江口英一「今日の『低所得階層』の性格と実態」)。それとしてみると「不安定階層」は一九五五年二〇・九%、六〇年二一・八%、六五年二三・八%と高度成長下にも僅かずつながら増加傾向にあり、少なくとも減少はしていない。これに実質的には同階層である下層貧農(約四一万人)を含めれば先の比率はさらに微増するわけである。

不安定性をある時点での就業者の雇用形態の一点に限定したとしても、次の表6中にみられるように失業者と合わせて一、六五〇万人にも達する大きな層が推計される。つまり現在非農林雇用者として就業する現役集団の半数に近い人々が、失業ないしは不安定雇用者として無所得ないし低所得層に滞留していることになる。それは同年次の一五歳以上人口(八、二八二万人)のうち農・林自営業従事者(一、五八二万人)と非労働力である学生・生徒(七四〇万人)並びに六〇歳以上の無業者(二五〇万人)を控除した人口、即ち

一応雇用者になれる条件をもつとみなされうる人口約五、七一〇万人(「国勢調査」より)のざっと三〇%近くに相当する。しかもこの数値も又対七一年比、六八年比が示す通り近年漸増傾向を見せている。

以上は個人についてみた低所得人口であるが世帯についてはどうであろうか。それを求めるには世帯の総所得をその世帯の人員構成、有業人員、年齢構成その他とからませて考慮しなければならずきわめて困難であり、それを確定できる資料はいま手許にない。だが、厚生省「国民生活実態調査」によって一九七四年度の一世帯当りの年間所得平均額状況を職業別にみると、高い方から順に(1)会社・団体役員世帯(四二三万円)(2)千人以上規模の大企業、官公庁の雇用者世帯(三二一万円)(3)兼業農家世帯(二六九万円)(4)三〇~九九人規模企業の雇用者世帯と自営業者世帯(二四〇万円)(5)三〇人未満規模の企業の雇用者世帯(一八六万円)(6)臨時雇用者世帯(一四八万円)(7)専業農家世帯(一四七万円)(8)日雇労働者世帯(一一八万円)となっている。同一職業について高低おしなべてならしてしまふ平均額であるとはいえず、一般的には臨時・日雇いという世帯主の就業の不安定性が、おそらくは家族の多就業によっても充分回復されない世帯の低所得⇨生活費の少なさ即ち貧困に強く相関すること

表6. 『就業構造基本調査』による失業者と不安定雇用者(非農林業)推計[1974年7月]

		実数(万人) 対1971年比(%) 対1968年比(%)			
総 数	15歳以上人口	8,282	(104.3)	(108.2)	
	有業者(全産業)	5,134	(101.4)	(104.9)	
	無業者	3,148	(109.3)	(114.2)	
	雇用者(非農林業)	3,562	(106.8)	(118.0)	
失 業 者 (顕在的)	1. 無業者の就業希望者				
	(1) 求職者	351	(107.7)	(107.7)	
	{ 仕事为主	110			
	{ 仕事が従	241			
	{ 男	77			
{ 女	274				
潜在的失業者の 性格をもつ	(2) 非求職者	571	(106.1)	(119.9)	
	{ 男	69			
	{ 女	502			
不安定 雇用の 諸指標	半失業	2. 不安定雇用形態			
		(1) 臨時雇	186	(122.4)	(131.0)
		{ 男	71		
		{ 女	115		
		(2) 日雇	84	(101.2)	(142.4)
	(3) 内職者	※71	(89.9)	(102.9)	
	部分失業	3. 短時間就業者			
		(1) 年間200日以上 週間35時間未満	122	(150.6)	(179.4)
		(2) 年間200日未満	269	(149.4)	(189.4)
	失業意識	4. 就業希望意識			
(1) 追加就業希望者		149	(135.5)	(171.3)	
(2) 転職希望者		212	(114.6)	(124.7)	
失業・不安定雇用者の総計(概算)		※1,384 (1,643)	(115.0)	(128.1)	

不安定雇用の2, 3, 4は互に重複している。したがって総計は1—(1), (2), 2—(3), 3—(1), (2)の合計。

※ 内職者は過小, 『内職就業基本調査』によれば, 1974年推定で約330万人である。とすると, 総計は1,643万人になる。

出所: 野沢正徳「不況下の失業と不安定雇用の増大」より。

うかがわせる。これに「厚生行政基礎調査」の結果を併用すれば、失業者や臨時雇用者、日雇い、零細企業雇用者の世帯を中心に、最低生活基準以下の低所得水準にある世帯数は全世帯の二割から三割に上ると推計される。

ところで、「不安定雇用」の典型的形態である日雇・臨時雇のうち、政府の行なう失業対策事業に従事する「失対日雇就労者世帯」(略して「失対世帯」)は全国で約一二万世帯ある。その失対世帯の生活実態についての調査結果から二、三の特徴的指標を例示すれば、①まず収入面で、実収入が一般就労者世帯の三八%台の低水準にあるうえに「実以外収入」の貯金引出しや繰入金是一般世帯の一三%余りであるという、いわば絶えず「手から口へ」の窮屈な生活状態にあること。②支出面で、消費支出が一般世帯の約四割で、都市の勤労者世帯平均で所得の最も少ない層である第1・五分位階級(所得最下位グループ)に属する二割の世帯の平均値)の支出の六四%足らずでしかない人事院標準生計費にてらしてもそれ以下の水準であること。③さらにその支出のうち、食料費(エンゲル係数)が四四%で、これに社会生活を営むうえで必要不可欠の費用である「社会的固定費」(後述)部分を加えると八三%にもなるといふ、消費生活における「自主性」の許されない「硬直化した家計支出構造」

をもつこと。つまり端的にいつて、それは「食って寝るだけ」の生活であるということ、しかも具体的にはより安価な低質の主食食品に偏った低熱量・低蛋白質の栄養摂取という食生活に反映されるぎりぎりの生計努力をもってしてそのようなのである(塚田志朗「全日自労の家計調査と生活実態」、社会保障研究会「現代のインフレによる生活崩壊と最低基準生活費」等より)。

次に失対世帯と並んで低所得層のもう一方の代表である生活保護受給世帯(略して「被保護世帯」)の実態についてみてみよう。「被保護世帯」の数は七五年七月現在で約七十一万世帯、その世帯の成員の数に被保護実人員総数は一三万九千人、保護率一二%(国民千人当りの人員で表わす)である。被保護世帯を労働力の類型別にみると、「非稼働世帯」(働いている者のいない世帯)が年々増加して七五年には七七%にまで達し、「稼働世帯」(世帯主あるいは他の世帯員が働いている世帯)の減少がみられる。また世帯類型別構成比では、高齢者世帯(男六五歳・女六〇歳以上のみ、またはそれに一八歳未満の者が加わる世帯)三四・三%、母子世帯九・五%、傷病・障害者世帯四六・一%の三者で全体の九割、六一万世帯を数え、その他の世帯は一〇・二%のみである(厚生省「被保護者全国一斉調査」)。つまり生活保護受給という極限

的貧困に追い込まれるのは、扶養者を失なうか欠いた老人、夫・父親という家計の支柱を失った母子、病人や障害者など社会生活を営むうえでハンディキャップを負う者の世帯である。彼らには七五年の基準で、例えば①一級地(大都市)標準四人世帯(三五歳男・三〇歳女・九歳男児・四歳女兒の世帯)で月額七四、九五二円、②四級地(町村部)で五四、七一五円也の生活扶助費プラス世帯の属性に応じた僅かな加算金(給され、一般世帯の約五割の消費支出という生活水準が国の法により保障されるわけである(厚生白書)三七六頁)。「人間裁判」と呼ばれて名高い「朝日訴訟」十年の過程ではその非人間的ともいえる生活実態が詳らかにされた。その結果いくら改善はされてきたものの、被保護層の生活は消費レベルとしては失対世帯と同程度としても、多くは就業もままならぬほどのハンディをもつ世帯であるだけに今なお一層深刻であるといつてよい。

ところで、要保護者の申請に基き「適正な」調査を経たうえで保護の要否の判断とその種類や程度が決定される現行制度の下で、近年保護の実人員、率ともに減少傾向にあることはしばしば指摘される通りである。だがそのことが直ちに国民全体に占める生活困窮者の割合の減少を意味するということにはならない。なぜなら次のような資料があ

るからである。図1は東京都生計調査から一般世帯の支出額を七分位に分け、同年の都の被保護世帯の支出額をその中に位置づけたものだが、これによると被保護世帯は第1・七分位よりやや上位に位置している。ということは、一般世帯全体の七分の一、つまり一四・三%の世帯は少なくとも被保護層並みか、それ以下の生活であるということである(社会保障研究会・前掲論文より)。もう一例、より限られた小地域に関する数値ではあるが、東京N区の全住民について実際の世帯所得と、世帯毎の層性を考慮に入れて算出した保護基準通りの生活費とを対比したところ、世帯数で全体の二六%余、その世帯に含まれる人員にして二九%余が保護基準以下であったということである(社会保障研究会・前掲論文)。

以上を要するに、今日多発する労働災害や交通事故、企業倒産による失業などを契機に一時的にせよ突然食べていけなくなった人々を含めれば、保護を受ける資格のある人は官庁推計でも二四%に上るといふ見方もある(行政管理庁「方針」)現在、被保護世帯や失対世帯に代表される低所得生活困窮層は社会的に突出した公認のそれら世帯の合計八三万のみにとどまらず、国民全体の二割をこえるかなりな数として労働者階級下層部分を形成しているということが

できる。換言すれば、現在なお二割余の国民の間では、「豊かな」「中産化」とは程遠い「食べるにも事欠く」ような窮乏した生活が現実にも営まれているということである。

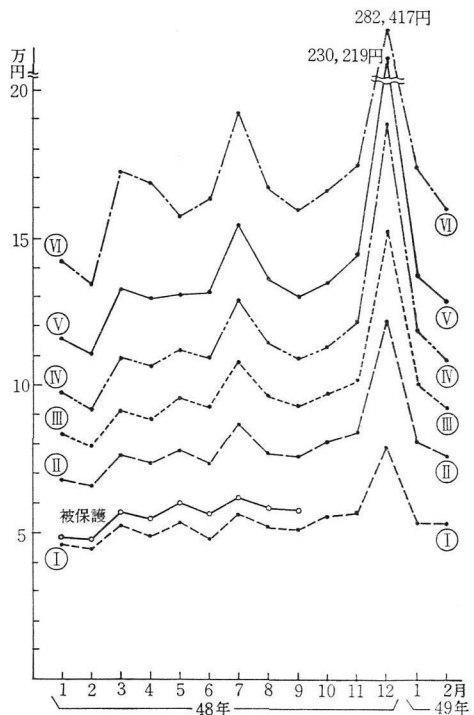
四

いうまでもないことだが我々の個人生活はこの社会のなかで具体的な人間関係、社会関係をとおり結びながら営まれるものであるから、たとえ私生活の側面といえども何らかの社会的

な力ないし強制力を受けざるをえない。その意味では個人の生活も半ば以上社会的なものである。そこから、それぞれの世帯についてその量的・質的な生活の諸要因を考慮に入れた理論生計費としての「標準生活費」が考えられる。

それは最低限必要な生活費用という意味のものではあるが、一般的にその時点における社会的生産力水準を反映した欲望の水準をふまえたうえで、標準的規模の家族生活を再生産するための費用として、現在の生活環境において、換言

図1. 支出七分位階層別一般世帯の生計支出と被保護世帯の支出の比較(東京都)



注 ① 支出7分位階層別生計支出は東京都生計費分析調査による。
 ② 保護世帯消費支出は東京都保護生活水準調査による。
 ③ なお、第7・七分位階層は、48年平均338,309円である。
 資料：社会保障研究会論文より。

すれば「世間並み」の暮らしをするためにどうしても必要だと考えられる生活内容を含んだものである。従って、耐久消費財を始めとする多様な消費手段を利用する「近代的な」生活様式が社会的に強制される現在にあっては、勢い社会的欲望水準の上昇、必要生活手段の範囲の拡大が進み、生活必需品から教育費までの費目となって益々生計費を膨張させている。例えばしばしばみられることだが、すまいそのものの改善は進まないのにすまいに付随する耐久消費財としての家具什器、テレビ、洗濯機、クーラー、じゅう

たん等の普及率の高さは、「住居費」を通して家計を圧迫するということに。

さて、勤労者の家計調査結果から標準生活費などを算定するに当って、家計支出は次の三つに区分されうるのである。すなわち、(Ⅰ)、個人の肉体的な労働力の生再産という性格をもつ個人的生活費部分。例えば食料費やたばこなど。(Ⅱ)、社会生活を営むうえですべての世帯で一定の家計支出が固定的に行われるような費目で、公共的料金費目を中心としたいわば社会的固定費部分。例えば家賃・地代・電気・ガス・水道料金、交通・通信費、保健衛生費、負担費、社会保障費、税金など。(Ⅲ)、社会生活を営むうえで社会的に購入を余儀なくされるようないわば社会的強制費部分。例えば家具什器、被服費、教養娯楽費、「教育費」(とくに義務教育以上の)、その他の雑費(交際費・小遣いの類)。(泉俊衛「春闘共闘委の家計調査」ほか参照)。

先の低所得層Ⅱ労働者階級下層の世帯では、右のうち(Ⅰ)と(Ⅱ)の占める割合の大きいこと、つまり家計の大部分がそれらに費消され好みや主体的選択を許す余裕の殆んどない硬直した家計構造であることは既に述べた通りである。これに対して労働者階級のなかの中・上層、俗に「ホワイトカラー層」とか「新中間層」といわれ、昨今では時

に「新中間階層」と呼ばれる部分(以下「中間層」と称す)にとって大きな比重をもち、先の下層と区別される階層的特徴を示すのは(Ⅲ)の社会的強制費の大きさである。なかでも被服や交際等の費用にもまして個人的にやりくりできない性格をもつうえに、階層としての社会的体面、自己と家族の階層的地位の維持・再生産という点でよりすぐれて社会的強制度の強い費目、この層と下層との階層間格差をより強く反映する費目として教育費を考慮することができよう。例えば「臨時・日雇労働者」世帯に比べ「官公職員」世帯では、被服・交際の支出は約二・三倍弱であるのに、教育関係費は約五・六倍強の支出ぶりである(総理府「家計調査年報」一七九五年、八七頁より試算)などはそれを裏づける。その教育費は一九七五年で対前年比二七・五%増(全国勤労者世帯平均)と所得の上昇率をはるかに凌ぐのはもとより、他の支出費目の伸びにもまして著しい増大率を示す(同前、一一頁)。平均値でこれだけであるから、大学、短大等高等教育進学率の大半をとりこむ中間層にとって、急増を続ける教育費の重みは大変なものであるだろう。

現在官公庁を始め多くの労働組合やその団体その他で家計調査が行われているが、ある銀行調査による教育関係費の父母負担平均額の一例は七五年で月額次の通りである。

幼稚園 公立Ⅱ三、六九四円、私立Ⅱ一、七一一円
 小学校 〃 三、六二二円、〃 一五、九七一円
 中学校 〃 四、四七一円、〃 二一、五五八円
 高等学校 〃 九、〇八〇円、〃 二二、二六三円

(東海銀行調査より)

またあるグループの調べでは大都市の平均的な高校の年間教育費は、公立で一七万六千八五円、私立二九万三千六三〇円である。どの階層でも家計費の中で教育費が頂点に達する世帯主四五〇五四歳前後の世帯では、先のライフ・サイクル通りにいけば、今日の進学率から考えて大学・短大生二人ないし大学生一人高校生一人の子弟を教育することになる。進学率上昇のなかで私学依存度の高い今日では、中間層のこの年齢層の世帯主の世帯に、「惣領の十五は貧乏の峠、末子の十五は榮華の峠」といわれたかつての貧乏線とは様変りした新しい貧乏線の負のピークが現われるという推定が可能である。一例として四人の子をもつある家族の昨年度の教育費をみると表7の通りである。これに学習・おけいこ塾の費用が加算されることも珍しくない時代であるから、教育費が家計費の四割を超える世帯も少なくないと考えられる。

もう一つ、中間層の生活と教育費の関係を考えるに際し

表7. 都市家族の教育費の一例

子供	在 学 校	年間経費	月平均額
長男	国立大学院生(自宅)	495,000円	41,300円
次男	私立大四年(下宿)	753,500	62,790
三男	公立高三年	144,900	12,080
長女	私立中一年	652,720	54,400
計		2,046,120円	170,570円
うち学校教育費分		1,551,120円	120,570円
消費支出に占める割合		37.6%	

資料：澁神戸生協物価・家計グループ調べ。

て、その発想自体の当否を別にすれば、いわゆる教育投資効率の低下という問題がある。表8にみられるように「進学のために要する費用(追加経費)」に対する「高学歴のために増える所得(増加所得Ⅱ学歴による所得格差)」の割合、つまり高学歴の経済効率は低下傾向を示し、なお今後もし層の低下が予想されている(「国民生活白書」)。

そして「進学せずに就職していたならば得られたであろう所得(放棄所得)」をも考慮するならば先の効率はさらに低下することとなり、とくに中間層にとっては教育費はどうしても必要な支出とみなされながら、その効率は低下する一方であるという現実は、ある意味でこの階層における新しい貧困を象徴するとも

表 8. 学歴別生涯所得効率の比較(男子雇用者)

	昭和40年			同 49 年		
	増加所得(A)	追加経費(B)	(A)/(B)	増加所得(A)	追加経費(B)	(A)/(B)
大卒者/短大卒者	6,048	1,163	5.2	14,989	3,964	3.8
大卒者/高卒者	12,396	2,055	6.0	30,192	7,288	4.1
短大卒者/高卒者	6,358	892	7.1	15,203	3,324	4.6
高卒者/中卒者	4,673	717	6.5	10,374	2,693	3.9

労働省「賃金構造基本統計調査」、文部省「父兄が支出した教育費調査」「学生生活調査」(各年版)より作成。

資料：昭和51年版『国民生活白書』(p. 193)より。

表 9. 農業所得と製造業賃金(労働 1 日当り)の比較(1974年)

全農家平均	経営耕地規模別			製造工業 常用 5 人以上平均
	2 ha 以上	1.5~2	1.0~1.5	
3,580 (円)	4,782	3,937	3,390	6,607

資料：農業白書付属統計表(昭和50年度版)より。

表 10. 専業・兼業別農家数(1975年)

	総農家数	専業農家	第一種兼業農家	第二種兼業農家
実数(千戸)	4,953	616	1,259	3,078
比率 (%)	100.0	12.4	25.4	62.1

資料：『ポケット農林水産統計』1976年版より。

いえるであろう。

以上、ホワイトカラーII中間層の生活を家計費のなかの教育費にしぼってみてきたが、この点だけからもみかけ上の豊かさの強制に伴なう貧しさの一端がうかがえるといつてよいであろう。

五

残された自営業者層の生活の検討は別の機会に譲るほかはないが、ざっと見ても五百万を割る農家世帯については耕作面積の狭小さ、いわゆる「農工間格差」にみられる農業の生産性の低下、それを補う兼業化の進行、なかでも「農村労働者」化した第二種兼業の増大、そして農業所得で家計費を充足しうる「自立経営農家」は八%(七四年時)という数値などから、今日の農民層の生活実態の幾分かは推測されるであろう。その大半が中農以下に区分される農民層は、自営業とはいえず

的には労働者とさしてかわりのない所有・生活実態にあるということが出来る。又、農民と並んで中間階級の他方の旗手とされてきた都市自営業者についても同様なことが出来る。例えば昨今よく話題になる企業倒産についてみると、その殆んどが小・零細企業である。「中小企業白書」、「東京商工リサーチ調査」などによるが、それら零細企業のさらに下請・再下請・再々下請先が自営業者であること、あるいは倒産により廃業に至った企業主や従業員が下降し開業するのが、長時間、低自家労賃に耐えうる家族労働力依存の自家営業形態であること、こういう点から今日の多くの自営業者層の生活と地位のあり様が知られるであろう。生活・健康調査にみられるこの人々の肉体的・精神的なゆとりのなさは、あえていえば労働者下層のそれと大差ないほどだ

といえるようである(全国商工団体連合会婦人部定期総会資料等参照)。

以上各階層の生活をいくつかの点からみてきたが、この外に、最初にみたライフ・サイクルからは年々増大の一途を辿る高年齢者世帯、独居老人世帯、寝たきり老人を含む世帯などの深刻な生活問題が山積している。それらをおくとしても、現在の階級・階層構成のなかで、少なくとも二割余の国民の文字通りの貧困と、それを大きく上まわる数の中間層における新しい貧困とが今なお各層の主要な生活問題として日々繰り広げられていると考えることができるのである。

(一九七七年六月)

(本学専任講師 社会学・社会福祉学)